

1 章 有明海・八代海等総合調査評価委員会

1. 委員会の経緯

2000（平成 12）年度の有明海のノリ不作を契機として、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生させることを目的とした「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が議員立法により制定され、2002（平成 14）年 11 月に施行された。

特別措置法により環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会は、同法の施行から 5 年以内の見直しに関し、国及び関係県の調査結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと及びこれらの事項に関して主務大臣等に意見を述べることを所掌事務としていた。

評価委員会は 2006（平成 18）年 12 月に報告書を取りまとめ、主務大臣等にこれを提出した。

2009（平成 21）年及び 2010（平成 22）年に、有明海及び八代海を中心とする赤潮被害が発生したこと等から、2011（平成 23）年 8 月に議員立法により、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（以下「特別措置法」という。）が改正施行され、有明海及び八代海に隣接する海域として、橘湾及び熊本県天草市牛深町周辺の海面が改正特別措置法に基づく対象海域に追加されるとともに、評価委員会の所掌事務の事務が同法に位置付けられた。

本改正に伴い、評価委員会は名称を有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）に改め、評価を再開した。

特別措置法により再開した評価委員会は、委員長（岡田光正放送大学教授・教育支援センター長）と 20 名の委員により構成されている（別表 1）。

評価委員会の事務（評価委員会報告の取りまとめ）については特別措置法上の期限はないが、関係者から特別措置法に基づき早急に議論を進め評価委員会報告を取りまとめて欲しい旨の要望があったこと等から、特別措置法施行から 5 年となる 2016（平成 28）年度末を目途に、前回の評価委員会報告以降の調査結果等に基づき評価を行った評価委員会報告を取りまとめることとした。

2. 小委員会の設置

特別措置法による評価委員会の所掌事務の効率的遂行に資するため、2 つの小委員会を設置した。

(1) 生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会

有明海・八代海等における生物・水産資源及び水環境を巡る問題に係る情報の収集・整理・分析を行う。委員長（樽谷賢治 国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所 有明海・八代海漁場環境研究センター長）と 11 名の委員（評価委員会委員 6 名、専門委員 5 名）により構成されている（別表 2）。

(2) 海域再生対策検討作業小委員会

有明海・八代海等の水環境の特性を把握し、再生の評価にかかる情報の収集・整理・分析を行う。委員長（滝川清 熊本大学名誉教授）と10名の委員（評価委員会委員5名、専門委員5名）により構成されている（別表3）。

3. 評価委員会等の開催状況

評価委員会は、2011（平成23）年10月から新たな評価を開始し、以後これまでに○回開催され、また、小委員会は、それぞれ○回開催され、検討作業を行った。評価委員会及び小委員会において、国・県・大学等による調査結果の報告、各委員による研究成果の発表、関係県からのヒアリング、水産資源の減少や海域環境の悪化といった問題点とその原因・要因に関する整理、国等が実施している再生事業等に関する報告等がなされ、これらの発表・報告等に基づいて有明海・八代海等の再生に係る検討を重ねてきた。各委員会の開催状況は別表4のとおりである。